

宮 城 県 公 報

令和 7 年 7 月 3 日（木）
号外第 27 号

目 次

選挙管理委員会

- 参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務代理者（選挙管理委員会事務局）
- 参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法第 194 条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額（同）
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数（2 件）（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所（同）
- 参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所（同）
- 参議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時（同）

官選管告示第 53 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項及び同法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 80 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における選挙長、選挙分会長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

1 参議院宮城県選挙区選出議員選挙

- | | | | |
|-----|-----------------|--------|-------|
| (1) | 選 挙 長 | 宮城郡利府町 | 櫻井 正人 |
| (2) | 同 職 務 代 理 者 | 仙台市青葉区 | 川端 史世 |

2 参議院比例代表選出議員選挙

- | | | | |
|-----|-------------|---------|---------|
| (1) | 宮城県選挙分会長 | 仙台市青葉区 | 植木 俊哉 |
| (2) | 同 職 務 代 理 者 | 仙台市宮城野区 | 高橋 勝 |

官選管告示第 54 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により、令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院議員通常選挙における選挙会、選挙分会の場所及び日時は次のとおりとする。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙会
 - (1) 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
 - (2) 日時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時
- 2 参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会
 - (1) 場所 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号 宮城県庁
 - (2) 日時 令和 7 年 7 月 23 日 午前 10 時

官選管告示第 55 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 194 条の規定による選挙運動に関し支出することのできる金額は次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

候補者 1 人につき 金 48,437,700 円

官選管告示第 56 号

令和 7 年 7 月 2 日現在における地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 並びに第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数（その総数が 40 万を超え 80 万以下の場合にあってはその 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が 80 万を超える場合にあってはその 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項の規定による 50 分の 1 の数
38, 058
- 2 地方自治法第 76 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項の規定による 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数
337, 862
- 3 地方自治法第 80 条第 1 項の規定による 3 分の 1 の数

青葉選挙区	83, 933	岩沼選挙区	12, 058
宮城野選挙区	53, 412	登米選挙区	20, 744
若林選挙区	39, 375	栗原選挙区	17, 651
太白選挙区	66, 422	東松島選挙区	10, 804
泉選挙区	59, 385	大崎選挙区	34, 898
石巻・牡鹿選挙区	39, 864	富谷・黒川選挙区	25, 712
塩釜選挙区	14, 850	柴田選挙区	22, 284
気仙沼・本吉選挙区	19, 863	亘理選挙区	12, 752
白石・刈田選挙区	12, 432	宮城選挙区	13, 796
名取選挙区	22, 016	加美選挙区	7, 821
角田・伊具選挙区	11, 015	遠田選挙区	10, 816
多賀城・七ヶ浜選挙区	22, 403		

官選管告示第 57 号

令和 7 年 7 月 2 日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の 80 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和 7 年 7 月 3 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

337, 862

参官選告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙長 櫻 井 正 人

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

参官選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和7年7月20日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和7年7月3日

参議院宮城県選挙区選出議員選挙選挙長 櫻 井 正 人

- 1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- 2 日時 令和7年7月17日 午後5時

参比選告示第1号

令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会長の事務を行う場所を次のとおり定める。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会長 植 木 俊 哉

仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁

参比選告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第76条において準用する同法第62条の規定による令和7年7月20日執行の参議院比例代表選出議員選挙における宮城県選挙分会の選挙立会人のくじは次のとおりこれを行う。

令和7年7月3日

参議院比例代表選出議員選挙宮城県選挙分会長 植 木 俊 哉

- 1 場所 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁
- 2 日時 令和7年7月17日 午後5時